



平成 26 年 3 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社 豊 和 銀 行  
代 表 者 名 取締役頭取 権 藤 淳  
( コード番号 8559 福証 )

問 合 せ 先

執行役員経営管理部長 佐 藤 俊 明  
( TEL 097-534-2611 )

国の資本参加の決定（入れ換え等）に伴う自己株式（C種優先株式）の取得・消却  
並びに第三者割当増資による優先株式（D種優先株式）の発行に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、平成 20 年 12 月改正前の「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」（以下「旧法」といいます。）に基づき株式会社整理回収機構にお引受けいただいております当行C種優先株式の全部について、下記のとおり、会社法第 156 条第 1 項の規定に基づく自己株式の取得及び同法第 178 条に基づく消却を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

さらに、当行は、平成 26 年 3 月 7 日付「金融機能強化法に基づく国の資本参加の決定（入れ換え等）及び経営強化計画の策定について」において公表のとおり、金融庁において株式の引受けが決定されましたことに伴い、株式会社整理回収機構に対する優先株式（D種優先株式）の発行（以下「本件第三者割当増資」といいます。）を行うことについても決議しましたので、併せてお知らせいたします。

## 記

### I. 自己株式（C種優先株式）の取得・消却

#### 1. 自己株式（C種優先株式）の取得・消却を行う理由

旧法に基づく資本を償還し、平成 20 年 12 月改正後の「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」（以下「新金融機能強化法」といいます。）に基づく資本への入れ換えを行うため、平成 26 年 3 月 31 日付で、下記 II. の本件第三者割当増資による優先株式（D種優先株式）の発行に先立ち、旧法に基づき発行したC種優先株式の取得・消却を行うものであります。

#### 2. 自己株式の取得・消却の内容

① 取得及び消却する株式の種類	C種優先株式
② 取得及び消却する株式の総数	9,000,000 株 (発行済C種優先株式総数に対する割合 100%)

ご注意:この文書は、当行の財務政策に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

③ 取得価額	1株当たり 1,016円
④ 取得価額の総額	9,144,000,000円
⑤ 取得・消却予定日	平成26年3月31日

### 3. 自己株式の取得・消却の条件

当行がC種優先株式を取得・消却する条件として、取得時点において必要な分配可能額が存在すること、及び会社法に必要な手続が完了していることが前提となります。

## II. 第三者割当増資による優先株式（D種優先株式）の発行

### 1. D種優先株式発行の目的及び理由

旧法に基づく資本を償還し、新金融機能強化法に基づく資本への入れ換えを行うとともに、資本基盤の強化を図るため、株式会社整理回収機構を割当予定先として優先株式（D種優先株式）の発行を行うものであります。

### 2. D種優先株式の概要

① 払込期日	平成26年3月31日
② 発行新株式数	16,000,000株
③ 発行価額	1株につき1,000円
④ 調達資金の額	16,000,000,000円（差引手取概算額 15,920,000,000円）
⑤ 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当（株式会社整理回収機構）

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

16,000,000,000円（15,920,000,000円）

※ 調達する資金の額と差引手取概算額の差額 80,000,000円の主なものは、登録免許税、フィナンシャル及びリーガル・アドバイザー・フィーです。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

金融仲介機能を積極的かつ継続的に果たし、これまで以上に地域の中小企業等や個人のお客様に対するコンサルティング機能の発揮及び円滑な資金供給と質の高いサービスの提供を行うために活用してまいります。

### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

本件第三者割当増資を実施することにより、地域の中小企業等のお客様に対する一層円滑な資金供給や経営支援の強化を通じて、地域経済の更なる活性化を図るための施策を講じることができるとともに、当行の資本基盤の強化を実現することが可能となります。従って、上記資金使途は当行にとって十分な合理性があるものと判断しております。

ご注意:この文書は、当行の財務政策に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

## 5. 発行条件等の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当行は、D種優先株式の優先配当率、優先株主が負担することとなるクレジット・コスト及び普通株式を対価とする取得請求権等のD種優先株式の価値に影響を与える様々な諸条件を考慮し、また当行の置かれた事業環境及び財務状況を総合的に勘案の上、D種優先株式の発行条件及び払込金額を決定しており、当行としては、公正な水準であると判断しております。なお、D種優先株式の価値の算定につきましては、公正性を期すため、外部専門家より価値算定書を取得しております。

払込金額が割当予定先に特に有利でないことに関する監査役の見解等は、以下のとおりです。

発行決議に際しまして、当行監査役3名全員が、D種優先株式の価値及び価値に影響を与える様々な諸条件を考慮するとともに、外部専門家より取得している価値算定書を確認した上で、払込金額が割当予定先に特に有利でなく、取締役会にて発行決議を行うことが適法である旨の意見を表明しております。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

D種優先株式は普通株式を対価とする取得請求権及び普通株式を対価とする一斉取得条項が付与された強制転換条項付転換型優先株式であるところ、取得請求期間については平成26年4月1日から平成41年3月31日までと定められているため、発行日翌日より取得請求権の行使が可能となっており、取得請求権が行使された場合には希薄化が生じることとなります。また、一斉取得条項については、取得請求権に係る取得請求期間の末日の翌日に有効となるものであるため、現時点において直ちに既存株主の皆様に対して大規模な希薄化の影響が生じるものではありませんが、当行が一斉取得条項に基づきD種優先株式を取得した場合には希薄化が生じることとなります。かかる取得請求権及び一斉取得条項を考慮した、本件第三者割当増資による希薄化率（平成26年1月30日現在の株主名簿に基づく発行済株式に係る総議決権67,321個（議決権制限株式であるC種優先株式に係る議決権9,000個を含みます。）に対する、発行株式に係る議決権数（D種優先株式が下限転換価額90.5円で普通株式に転換された場合の普通株式に係る議決権数）の比率）は、262.61%（小数点第三位以下を切り捨てて表示）となっております。

加えて、金融庁の現在の若しくは新たな方針に基づき、政府が普通株式を対価とする取得請求を行うことを検討する状況が生じた場合には、普通株主には株式の希薄化が生じるおそれがあるほか、当行が優先配当を支払うことができなかつた場合には、保有する議決権を通じて政府が当行の経営に影響力を行使する可能性があります。

かかる希薄化の可能性及び政府による経営への影響力の可能性を踏まえながらも、当行といたしましては、本件第三者割当増資により、地域の中小企業等のお客様に対する一層円滑な資金供給や経営支援の強化を通じて、地域経済の更なる活性化を図るための施策を講じることができるとともに、当行の資本基盤の強化を実現することが可能となることから照らせば、本件第三者割当増資により生じ得る希薄化の規模も合理的であると判断しており、また、①D種優先株式には金銭を対価とする取得条項が付されており、所定の条件を満たせば、普通株式の希薄化が生じることを回避することができる設計となっていること、②当初取得価額及び修正後取得価額に下限を設定していること、③上記I.のとおり、D種優先株式の発行と同日付で、普通株式を対価とする取得請求権及び普通株式を対価とする一斉取得条項が付されたC種優先株式9,000,000株は全て取得・消却される予定であること等からすれば、希薄化によって既存株主の皆様が生じ得る影響は相当程度抑制されるものと考えております。

ご注意:この文書は、当行の財務政策に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

また、平成 17 年 10 月 28 日に金融庁及び預金保険機構から公表された公的資金の処分についての考え方において、「公的資本増強行自らの資本政策に基づく処分を基本としつつ、あわせて優先株式の商品性やその時点での株価の状況等を踏まえ、適切かつ柔軟な対応を行いうるようしておく」旨述べられていることを踏まえると、当行による優先株式の買戻し前に政府が普通株式を対価とする取得請求を行うことは、当行の地域への金融仲介機能の発揮等による経営基盤強化により、回避できるものと認識しております。

従いまして、当行といたしましては、本件第三者割当増資の引受けに係る申込みに当たり策定した経営強化計画における配当及び返済財源確保のための方策を着実に実践し、また、D種優先株式の返済を進めていくことなどで、普通株式への転換を招来する事態を極力回避できるよう最大限の努力をしてみたいと考えております。

### (3) 転換（行使）制限について

D種優先株式は、新金融機能強化法に基づき発行されるものであり、商品性や株価の状況等から見て、その時点で普通株式への転換（処分）を行うことが極めて有利である場合で、当行との協議を経てもなお当行による自己株式取得等の申出が当行より見込めないと割当予定先（株式会社整理回収機構）が判断した場合、当行の経営の健全性維持及び市場への悪影響の回避を前提とした上で、割当予定先（株式会社整理回収機構）がD種優先株式を普通株式に転換して市場売却等による処分を行うことも考えられます。ただし、その際には、当該処分が方法及び規模等から見て市場に悪影響を与えるものではないか等の観点からの預金保険機構による審査を経て行うとされており、当該審査にあたっては、当行の経営の独立性に十分配慮されることとされております。また、割当予定先（株式会社整理回収機構）により、ヘッジを目的とした株券等貸借取引・店頭デリバティブ取引が行われる予定はないものと当行は認識しております。

このため、D種優先株式は、福岡証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第4条第2項に定める適用除外に該当するため、当行と割当予定先（株式会社整理回収機構）は、割当先による普通株式への転換を制限する措置を講じておりません。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

① 名 称	株式会社整理回収機構
② 所 在 地	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 藤田 昇三
④ 事 業 内 容	破綻金融機関等からの不良債権等の買取り並びに管理・回収及び処分業務、健全金融機関等からの不良債権の買取り並びに管理・回収及び処分業務、金融機関等の資本増強等に関する業務等
⑤ 資 本 金	120 億円
⑥ 設 立 年 月 日	平成 11 年 4 月 1 日
⑦ 発 行 済 株 式 数	普通株式 400 万株 優先株式 24 万株
⑧ 決 算 期	3 月

ご注意:この文書は、当行の財務政策に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

⑨ 従業員数	386名（平成25年4月1日現在）		
⑩ 大株主及び持株比率	預金保険機構 100%		
⑪ 当事会社間の関係			
資本関係	C種優先株式 9,000,000株を所有しております。		
人的関係	人的関係はありません。		
取引関係	預金取引を行っております。（※平成26年2月末現在）		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
⑫ 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
連結経常収益	106,243	123,676	174,055
連結経常利益（損失）	29,454	△ 4,339	4,934
連結当期純利益	29,303	92,401	4,756
1株当たり連結当期純利益(円)	7,325	23,100	19,820
1株当たり配当金(円)	0	0	0
1株当たり連結純資産(円)	28,066	65,205	370,818

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

※ なお、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社福岡証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

新金融機能強化法に基づき、協定銀行である株式会社整理回収機構に対してD種優先株式を割り当てます。

(3) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本件第三者割当増資については、新金融機能強化法に基づくものであり、また、割当予定先である株式会社整理回収機構は、預金保険法に基づく認可法人として設立された預金保険機構の子会社であります。従って、本件第三者割当増資による払込みは確実に行われるものと判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

募集前（平成26年1月30日現在）	
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	5.67%
株式会社福岡銀行	4.41%

ご注意:この文書は、当行の財務政策に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

株式会社みずほ銀行	4.30%
豊和銀行従業員持株会	3.03%
日本生命保険相互会社	2.78%
株式会社西日本シティ銀行	2.46%
株式会社福岡中央銀行	2.21%
株式会社南日本銀行	2.10%
株式会社宮崎太陽銀行	2.09%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1.84%

(注) 本件第三者割当増資による普通株式の持株比率の変更はありません。

(2) A種優先株式

募集前（本日現在）	
株式会社大分銀行	8.33%
三和酒類株式会社	5.00%
二階堂酒造有限会社	5.00%
株式会社テレビ大分	1.66%
日本生命保険相互会社	1.66%
学校法人文理学園	1.66%
株式会社大分放送	1.16%
総合警備保障株式会社	1.00%
株式会社東部開発	1.00%
クローズアップ・ソノヤ株式会社	0.83%
有限会社大分合同新聞社	0.83%
株式会社オーシー	0.83%
トッパン・フォームズ株式会社	0.83%
株式会社佐賀共栄銀行	0.83%
株式会社福岡中央銀行	0.83%
株式会社宮崎太陽銀行	0.83%
株式会社熊本銀行	0.83%
株式会社南日本銀行	0.83%
株式会社西日本シティ銀行	0.83%

(注) 本件第三者割当増資によるA種優先株式の持株比率の変更はありません。

ご注意:この文書は、当行の財務政策に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(3) B種優先株式

募集前（本日現在）	
株式会社西日本シティ銀行	100%

(注) 本件第三者割当増資によるB種優先株式の持株比率の変更はありません。

(4) C種優先株式

募集前（本日現在）	募集後
株式会社整理回収機構 100%	該当なし

(注) 上記I. のとおり、平成26年3月31日付で、本件第三者割当増資に先立ちC種優先株式の全てを取得・消却する予定です。

(5) D種優先株式

募集前（本日現在）	募集後
該当なし	株式会社整理回収機構 100%

(6) 本件第三者割当増資後、B種優先株式及びD種優先株式の全てが普通株式に転換された場合における株式会社整理回収機構の普通株式の持株比率

募集前（本日現在）	D種優先株式の転換後（注1）	D種優先株式に加えて、B種優先株式の転換後（注2）
株式会社整理回収機構 —	74.83%	49.28%

(注1) D種優先株式の下限取得価額90.5円により全てのD種優先株式の取得請求権が行使された場合の普通株式（176,795,580株）を株式会社整理回収機構が全て保有した前提です。

(注2) B種優先株式の下限一斉B種取得価額（現時点のB種取得価額ベースで24.5円）により全てのB種優先株式が普通株式（122,448,979株）に転換された前提です。

8. 今後の見通し

自己資本の充実により、財務基盤の健全性が一層向上することから、金融仲介機能の発揮による地域の中小企業の皆様への円滑な資金供給の強化と各種サービスの向上を通じ、経営基盤と収益力を一層強化できるものと考えております。

9. 企業行動規範上の手続に関する事項

当行取締役会は、本件第三者割当増資における希薄化率が25%以上となり、福岡証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第2条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続を要することから、経営陣から一定程度独立した者として当行社外監査役並びに社外取締役の本件第三者割当増資に関する諮問を行い、本件第三者割当増資による資金調達の実必要性及び他の資金調達手段との比較等での相当性の観点から、本件第三者割当増資が地域の取引先に円滑に資金供給を行うという地域金融機関としての責務を果たすために必要不可欠なものであり、またD種優先株式の商品性に関しては、他の資金調達方法に比して当行の経営状況に適するものであるとともに、D種優先株式の価値に影響を与える様々な諸条件を考慮し、また公正性を期すために取得した外部専門家からの価値算定書を考慮した上で決定していること等から妥当であるとの意見を本日入手し、当該社外監査役並びに社外取締役の意見を尊重した上で本件第三者割当増資を

ご注意:この文書は、当行の財務政策に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

決議することといたしました。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
連結経常収益	12,203百万円	12,557百万円	11,619百万円
連結経常利益	1,006百万円	1,490百万円	730百万円
連結当期純利益	989百万円	1,524百万円	738百万円
1株当たり連結当期純利益	10.18円	19.31円	6.05円
1株当たり配当金	普通株式 1円 A種優先株式 35円 B種優先株式 8円 C種優先株式 17.0円	普通株式 1円 A種優先株式 35円 B種優先株式 8円 C種優先株式 16.4円	普通株式 1円 A種優先株式 35円 B種優先株式 8円 C種優先株式 16.3円
1株当たり連結純資産	△28.04円	0.72円	24.50円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成26年1月30日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	普通株式 59,444,900株	86.78%
	A種優先株式 6,000,000株	(注2) —
	B種優先株式 3,000,000株	(注2) —
	C種優先株式 9,000,000株 (注1)	13.22%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	B種優先株式 85,714,285株	125.91%
	C種優先株式 90,543,259株 (注3)	133.00%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	B種優先株式 122,448,979株	179.87%
	C種優先株式 99,447,513株 (注4)	146.08%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(注1) 上記I. のとおり、平成26年3月31日付で、本件第三者割当増資に先立ちC種優先株式の全てを取得・消却する予定です。

(注2) A種優先株式及びB種優先株式は議決権を有しないため、発行済株式数に対する比率は記載しておりません。

(注3) 現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数につき、C種優先株式に係る転換価額（行使価額）は99.4円（平成26年2月21日に修正がなされた際の転換価額）として計算しております。

(注4) 下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数につき、B種優先株式に係る転換価額（行使価額）は、24.5円（現時点のB種取得価額ベースでの下限一斉B種取得価額）として計算しております。

ご注意:この文書は、当行の財務政策に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘を目的として作成されたものではありません。



(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
始 値	110 円	108 円	99 円
高 値	131 円	129 円	124 円
安 値	95 円	86 円	83 円
終 値	103 円	129 円	100 円

② 最近6か月間の状況

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
始 値	101 円	99 円	97 円	97 円	102 円	99 円
高 値	101 円	99 円	103 円	118 円	106 円	99 円
安 値	94 円	94 円	93 円	96 円	97 円	95 円
終 値	101 円	96 円	97 円	102 円	99 円	96 円

(注) 平成26年3月の株価については、平成26年3月7日現在で表示しております。

③ 発行決議日前日における株価

	平成26年3月7日
始 値	96 円
高 値	96 円
安 値	95 円
終 値	96 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

11. 発行要項

別紙「株式会社豊和銀行D種優先株式発行要項」をご参照下さい。

以 上

本件に関する問合せ先 経営管理部 <small>さいしよ たかつく</small> 税所、高次 TEL 097 (534) 2608
--

ご注意:この文書は、当行の財務政策に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

株式会社豊和銀行  
D種優先株式発行要項

1. 募集株式の種類  
株式会社豊和銀行 D 種優先株式（以下「D 種優先株式」という。）
2. 募集株式の数  
16,000,000 株
3. 募集株式の払込金額  
1 株につき 1,000 円（総額金 16,000,000,000 円）
4. 増加する資本金の額  
1 株につき 500 円（総額金 8,000,000,000 円）
5. 増加する資本準備金の額  
1 株につき 500 円（総額金 8,000,000,000 円）
6. 発行方法  
第三者割当の方法により、株式会社整理回収機構に募集株式の全部を割当てる。
7. 申込期日  
平成 26 年 3 月 31 日（月曜日）
8. 払込期日  
平成 26 年 3 月 31 日（月曜日）
9. D 種優先配当金
  - (1) D 種優先配当金  
当銀行は、定款第 38 条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された D 種優先株式を有する株主（以下「D 種優先株主」という。）又は D 種優先株式の登録株式質権者（以下「D 種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、D 種優先株式 1 株につき、D 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（ただし、D 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記(2)に定める配当年率（以下「D 種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を切り上げる。）（以下「D 種優先配当金」という。）の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度において D 種優先株主又は D 種優先登録株式質権者に対して第 10 項に定める D 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

ご注意:この文書は、当行の財務政策に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(2) D種優先配当年率

平成26年3月31日に終了する事業年度に係るD種優先配当年率

D種優先配当年率＝初年度D種優先配当金÷D種優先株式1株当たりの払込金額相当額  
(ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)

上記の算式において「初年度D種優先配当金」とは、D種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記に定める日本円TIBOR(12ヶ月物)(ただし、D種優先株式の発行決議日をD種優先配当年率決定日として算出する。)に0.95%を加えた割合(その算出の結果が8%を超える場合には、8%とする。)を乗じて得られる数に、払込期日より平成26年3月31日までの実日数である1を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)とする。

平成26年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るD種優先配当年率

D種優先配当年率＝日本円TIBOR(12ヶ月物)＋0.95%

なお、平成26年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るD種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年4月1日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日)(以下「D種優先配当年率決定日」という。)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、D種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を、日本円TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いるものとする。「営業日」とはロンドン及び東京において銀行が外貨及び為替取引の営業を行っている日をいう。

ただし、上記の算出の結果が8%を超える場合には、D種優先配当年率は8%とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がD種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

ご注意:この文書は、当行の財務政策に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(4) 非参加条項

D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対しては、D種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

10. D種優先中間配当金

当銀行は、定款第39条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株につき、D種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「D種優先中間配当金」という。）を支払う。

11. 残余財産

(1) 残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株につき、D種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記(3)に定める経過D種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過D種優先配当金相当額

D種優先株式1株当たりの経過D種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にD種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対してD種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

12. 議決権

D種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、D種優先株主は、定時株主総会にD種優先配当金の額全部（D種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、D種優先配当金の額全部（D種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、D種優先配当金の額全部（D種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

ご注意:この文書は、当行の財務政策に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

### 13. 普通株式を対価とする取得請求権

#### (1) 取得請求権

D 種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することのできる期間中、当銀行に対し、自己の有する D 種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、D 種優先株主がかかる取得の請求をした D 種優先株式を取得するのと引換えに、下記(3)に定める財産を当該 D 種優先株主に対して交付するものとする。ただし、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

#### (2) 取得を請求することのできる期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 41 年 3 月 31 日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

#### (3) 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、D 種優先株式の取得と引換えに、D 種優先株主が取得の請求をした D 種優先株式数に D 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（ただし、D 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(4)ないし(6)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、D 種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、会社法第 167 条第 3 項に従ってこれを取扱う。

#### (4) 当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ 20 取引日目に始まる 15 連続取引日（証券会員制法人福岡証券取引所（当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ 1 年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当銀行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が 90.5 円（以下「下限取得価額」という。）を下回る場合は、取得価額は下限取得価額とする。

#### (5) 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第 3 金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の 5 連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの 5 連続取引日とする。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り捨てる。）に修正される（以下、修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記 5 連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記(6)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

#### (6) 取得価額の調整

イ. D 種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下、「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算について

ご注意:この文書は、当行の財務政策に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (i) 取得価額調整式に使用する時価（下記ハに定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(6)において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、又は当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- (ii) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニに定義する。以下、本(iii)、下記(iv)及び(v)並びに下記ハ(iv)において同じ。）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。

ご注意:この文書は、当行の財務政策に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下、「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ又はロと類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)又は本(iv)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)又は本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(iii)又は本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)又は本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記(iii)又は本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

ご注意:この文書は、当行の財務政策に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (v) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)又は(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ.に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。

- (vi) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

- ロ. 上記イ.(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
- ハ. (i) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ 5 連続取引日の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り捨てる。なお、上記 5 連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本(6)に準じて調整する。
- (ii) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (iii) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ.(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の 1 ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ.及びロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ.(iv)(b)又は(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.(iv)(b)又は(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.(iii)又は(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (iv) 取得価額調整式に使用する「1 株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、

ご注意:この文書は、当行の財務政策に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘を目的として作成されたものではありません。



当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ.(ii)及び(vi)の場合には0円、上記イ.(iii)ないし(v)の場合には評価額（ただし、(iv)の場合は修正評価額）とする。

- ニ. 上記イ.(iii)ないし(v)及び上記ハ.(iv)において「評価額」とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の評価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の評価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ.(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得評価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.(iii)に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ. 上記イ.(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後取得評価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 取得評価調整式により算出された上記イ.第2文を適用する前の調整後取得評価額と調整前取得評価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得評価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得評価調整式による取得評価額の調整を必要とする事由が発生し、取得評価額を算出する場合には、取得評価調整式中の調整前取得評価額に代えて調整前取得評価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。）を使用する。

(7) 合理的な措置

上記(4)ないし(6)に定める取得評価額（第15項(2)に定める一斉取得評価額を含む。以下、本(7)において同じ。）は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得評価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(8) 取得請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号  
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

(9) 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(8)に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

ご注意:この文書は、当行の財務政策に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

#### 14. 金銭を対価とする取得条項

##### (1) 金銭を対価とする取得条項

当銀行は、平成 36 年 3 月 31 日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、D 種優先株式の全部又は一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの 30 連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかる D 種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を D 種優先株主に対して交付するものとする。なお、D 種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第 13 項(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

##### (2) 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、D 種優先株式の取得と引換えに、D 種優先株式 1 株につき、D 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（ただし、D 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過 D 種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、第 11 項(3)に定める経過 D 種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過 D 種優先配当金相当額を計算する。

#### 15. 普通株式を対価とする取得条項

##### (1) 普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない D 種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当銀行は、かかる D 種優先株式を取得するのと引換えに、各 D 種優先株主に対し、その有する D 種優先株式数に D 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（ただし、D 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。D 種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、会社法第 234 条に従ってこれを取扱う。

##### (2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ 20 取引日目に始まる 15 連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

#### 16. 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

##### (1) 分割又は併合

当銀行は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及び D 種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

ご注意:この文書は、当行の財務政策に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(2) 株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及び D 種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

17. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当銀行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

18. その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

以上

ご注意:この文書は、当行の財務政策に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘を目的として作成されたものではありません。